

議題3

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

福祉部 指導監査課

1 改正の理由

指定居宅サービス等に係る国の基準省令の一部改正に伴い、柏市が準用する人員、設備、運営その他の基準について定めている関係条例を改正するもの

2 対象条例

- (1) 柏市養護老人ホーム設備運営基準条例
- (2) 柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例
- (3) 柏市軽費老人ホーム設備運営基準条例
- (4) 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例
- (5) 柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例
- (6) 柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例
- (7) 柏市介護老人保健施設人員等基準条例
- (8) 柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例
- (9) 柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例
- (10) 柏市指定居宅介護支援等事業人員運営基準等条例
- (11) 柏市指定介護予防支援等事業人員等基準等条例
- (12) 柏市介護医療院人員等基準条例

3 主な改正の内容

(1) 身体的拘束等の適正化の推進

短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける（1年間の経過措置）。また、訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援及び介護予防支援について、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするほか、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

（対象条例(4)，(5)，(8)，(9)，(10)，(11)関係）

(2) 協力医療機関との連携体制の構築

施設系サービスについて、以下の(ア)から(ウ)の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける（3年間の経過措置）。また、居住系サービス（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）及び軽費老人ホームについて、以下の(ア)及び(イ)の要件を満たす協力医療機関を定めることを努力義務とする。

(ア) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(イ) 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(ウ) 入所者の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

（対象条例(1)～(9)，(12)関係）

(3) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧ができるよう、「書面掲示」に加えて原則としてウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載することを義務付ける（1年間の経過措置）。

（対象条例(3)～(12)関係）

4 施行期日

令和6年4月1日